

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成28年度決算（自動車安全特別会計 保障勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
賦 課 金 収 入	1,977	保 障 費	1,420
積 立 金 よ り 受 入	560	業 務 取 扱 費 自 動 車 検 査 登 録 勘 定 へ 繰 入	760
雑 収 入	717	再 保 険 及 保 険 費	383
前 年 度 剰 余 金 受 入	58,564	予 備 費	-
合 計	61,821	合 計	2,564

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）…………… 59,257 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度において保障費が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予定を上回った。歳出においては、保障金の請求件数及び1件当たりの請求額が予定を下回ったことにより保障金を要することが少なかったことから剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第61条第1項の規定により、64百万円を積立金として積み立て、残額59,192百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・平成28年度末における積立金の残高

（積立金の残高(平成29年3月31日)）…………… 14,300 百万円

（平成28年度決算により積み立てる額）…………… 64 百万円

（積立金の目的）

政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金。

（積立金の水準）

本勘定の積立金は、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てている。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成28年度決算（自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
検査登録印紙収入	30,826	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,410
検査登録手数料収入	2,204	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,622
一般会計より受入	300	業務取扱費	29,136
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	150	施設整備費	1,321
他勘定より受入	1,029	予備費	-
雑収入	180		
前年度剰余金受入	15,755		
合 計	50,447	合 計	36,491

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）	300 百万円
（予算に計上した繰入金の額）	301 百万円
（相違した理由）	

業務取扱費が予定より少なかったため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
（剰余金の額）..... 13,956 百万円

（剰余金が生じた理由）

補正予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度において業務取扱費が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予定を上回った。また、歳出においては、退職者が予定を下回ったこと等により退職手当を要することが少なかったことから剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成28年度決算（自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
積立金より受入	9,435	自動車事故対策費	5,145
償還金収入	1,103	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,899
雑収入	2,721	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	465
		業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	269
合 計	13,260	合 計	12,780

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 479 百万円

（剰余金が生じた理由）

当勘定は、積立金より受入を主な財源としており、歳出に見合った金額を数回にわたり受け入れることとしているが、28年度においては、年度末の支払いのために積立金より受け入れた後に、独立行政法人自動車事故対策機構からの償還金や予定していなかった雑収入等の納付があったことから、剰余金が発生した。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第62条第1項の規定により、442百万円を積立金として積み立て、残額37百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・平成28年度末における積立金の残高

（積立金の残高（平成29年3月31日））・・・・・・・・・・・・・・・・ 187,840 百万円

（平成28年度決算により積み立てる額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 442 百万円

（積立金の目的）

自動車事故の被害者保護を図るため、積立金の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金。

（積立金の水準）

自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、当該被害者救済対策及び事故発生防止対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積立金として積み立て、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計へ繰り入れており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賅えず、積立金を取り崩して事業を実施している。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成28年度決算（自動車安全特別会計 空港整備勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
空 港 使 用 料 収 入	231,501	空 港 等 維 持 運 営 費	139,235
一 般 会 計 よ り 受 入	91,990	空 港 整 備 事 業 費	83,252
地方公共団体工事費負担金 収入	7,800	北 海 道 空 港 整 備 事 業 費	10,207
償 還 金 収 入	20,091	離 島 空 港 整 備 事 業 費	1,750
配 当 金 収 入	6,551	沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	46,740
空 港 等 財 産 処 分 収 入	1,555	航 空 路 整 備 事 業 費	33,238
雑 収 入	31,496	地 域 公 共 交 通 維 持 ・ 活 性 化 推 進 費	5,576
前 年 度 剰 余 金 受 入	89,644	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	1,707
		収 益 回 収 公 共 事 業 資 金 貸 付 金	2,616
		償 還 金 一 般 会 計 へ 繰 入	49,572
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	—
		予 備 費	—
合 計	480,631	合 計	373,898

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）…………… 91,990 百万円

（予算に計上した繰入金の額）…………… 97,859 百万円

（相違した理由）

事業計画の変更により、翌年度への繰越工事があったこと等のため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）…………… 106,733 百万円

（剰余金が生じた理由）

前年度の空港使用料収入が予定より多かったこと等により前年度剰余金受入が予算額を上回ったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

この剰余金は、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ。